

## 平成25年度 第2回環境審議会 会議録

### 1 日 時

平成26年1月10日（金）午後1時30分から午後5時15分まで

### 2 場 所

現地視察、中野市役所32号会議室

### 3 出席者

#### 【審議会委員】

高橋幸造（会長）、望月 隆（副会長）、常田英士、中島武久、山岸洋子、小根澤庄一、町田攻、畔上陽子、丸山久治、高橋秀子、神田仁子、中村幹夫、柴垣顕郎、小林優子

#### 【事務局（くらしと文化部環境課）】

くらしと文化部長、環境課長、環境課長補佐兼環境係長、衛生係長、担当

#### 【説明者（事業計画者）】

飯山陸送株式会社 代表取締役副社長 勝山正美 ほか3名

### 4 傍聴者 なし

### 5 現地視察

移動のバス車内において、課長補佐から長野県廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく廃棄物処理施設変更事業計画書の内容について、事前配布資料（資料No.1）に基づき説明。

現地に到着後、事業計画者から説明。

中野市役所に移動し、32号会議室において開会。

### 6 内容

#### 1 開会

【課長】 それでは、ただいまから始めさせていただきます。

先ほどは、現地視察の方、大変どうもお疲れ様でございました。若干時間の方は早めではございますが、皆様お揃いでございますので、始めさせていただきますしたいと思います。

はじめに、くらしと文化部長からご挨拶を申し上げます。

#### 2 挨拶

【部長】 お疲れ様でございます。

本来であれば市長が参りまして、ご挨拶を申し上げなければならないところでございますけれども、公務よりまして出席がかないませんので、代わってくらしと文化部長ですが、一言挨拶をさせていただきます。

委員の皆様には、年初めの大変お忙しいところ、また、足元の悪い中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから環境行政をはじめとします市政推進にご理解、ご協力を賜りましてありがとうございます。重ねて御礼を申し上げます。

本日、審議をしていただく案件でございますけれども、廃棄物処理施設の変更事業計画にかかわるものでございます。中野市環境審議会条例で定めます市長が諮問をして皆様に答申をいただく諮問事項ではございませんけれども、生活環境の保全上、重要な案件でありますので、委員の皆様方からご意見を拝聴するため、この会議を開催をさせていただきました。先ほど現地視察をしていただきましたけれども、また、前回の会議同様に、事業計画者から事業内容につきまして会議の中で説明をいただく予定でございますので、お聞き取りをいただきまして、ご質問等ございましたら、その際をお願いしたいと思います。

そのうえで、委員の皆様からいただいた、ご意見を参考に、市長としての意見を事業計画者に提出してまいりたいと考えております。

簡単ではございますけれども、あいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願ひいたします。

**【課長】** それでは、続きまして、会長からご挨拶をお願い申し上げます。

**【会長】** ただいま、ご紹介いただきました審議会会長でございます。審議会開催にあたり一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、年初めの何かとお忙しい中、環境審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日は、廃棄物処理施設の変更事業計画に係る市長意見について、ご意見を賜ることとしております。

この計画につきまして、先ほどもありましたとおり、生活環境の保全上の見地から、委員の皆様よりご意見をいただきたいと考えております。忌憚のないご発言をお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

**【課長】** ありがとうございます。それでは、会議事項に入ります前に、推薦団体から役員を交代した旨の報告をいただき、今回の審議会から、改めて委嘱した委員の方がいらっしゃいます。本日、会議は欠席をしておりますので、こちらの方からご紹介をさせていただきたいというふうに思います。

信州中野商工会議所の鈴木富夫さんです。よろしくどうぞお願ひをいたします。

それでは、会議に先立ちまして、本会の成立について申し上げさせていただきます。

本日の出席委員数は、委員18名中14名でございます。よって、中野市環境審議会条例第6条第2項の規定により、過半数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、審議会条例第6条第1項の規定により、会議の議長は会長が務

めることとなっておりますので、以降の進行、高橋会長よろしくお願いをいたします。

### 3 会議事項

#### 検討事項 中野市環境審議会の公開について

【会長】 それでは、審議事項(1)に入ります前に、前回の審議会において検討事項とされた当審議会の公開について、経過等含めて事務局から説明をお願いいたします。

【課長補佐】 私の方から説明いたしますが、座らせて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

前回の会議における「その他」で山岸恒夫委員からの平成21年6月に開催しました環境審議会で決定された「環境審議会の公開について」の内容に、検討事項があるとご指摘がございました。審議会の説明の中で特にご意見等ございませんでしたので、ご了解いただいていると思っておりましたが、次回への検討ということでしたので、再度詳しくご説明したいと思います。

本日お配りしました資料ナンバー2とあります、A4サイズ1枚のものをご覧ください。これは前回の会議の資料に付けたものです。読み上げたいと思います。

(資料No.2全文朗読)

この2項にあります、「報道機関によるカメラ、ビデオカメラ等の撮影は、開会までの時間とします。」につきまして、1項にある「原則公開」と矛盾しているのご指摘をいただき、次回の検討事項とされております。以上です。

【会長】 ありがとうございます。前回の「その他」の事項で、ご指摘があった部分でございますが、これについてどのようにしたらよろしいでしょうか。皆さん方のご意見をお願いしたいかというふうに思います。

今までは、会議の途中のは非公開ということでありましたもので、こういう問題が出たかと思えます。

【委員】 (3)の会議録における発言した委員の氏名、要は3の関係と相容れないものが出てくるからね、基本的にはこのままで私はいいと思えますけど。

【会長】 じゃあ、今までどおりということで、よろしいでしょうか。

(反対の旨の声なし)

【会長】 よって、中野市環境審議会の公開については、以前のままとし、変更しないものといたします。よろしくお願いいたします。

#### (1) 廃棄物処理施設の変更事業計画に係る市長意見について（意見聴取）

【会長】 それでは、審議事項(1)の廃棄物処理施設の変更事業計画に係る市長意見について（意見聴取）を議題といたします。

この事項につきましては、先ほど、現地視察においても、事業者から計画の概要についてお話しを聞いたところではありますが、事務局で補足することがあれば、説明をお願いします。

- 【課長補佐】 はい。では、本日お配りしました資料ナンバー3をご覧ください。  
(資料No.3により説明)
- 【会長】 ただいま、事務局から今回の廃棄物処理施設の拡張における手続き等の流れを説明いただきました。また、事業計画者からも説明が聞けるとのことですので、準備をお願いいたします。  
(計画者：飯山陸送株式会社 代表取締役副社長 勝山氏以下4名着席)
- 【会長】 では、事業計画者である飯山陸送さん、今回の計画についてご説明をお願いいたします。
- 【飯山陸送】 皆様、先ほどはお疲れ様でございました。資料の方でございしますが、事前にお配りいただいてご拝見いただいているということを経理の方からお聞きしておりますので、掻い摘んで大事な部分をご説明申し上げ、あとの方でご質疑を頂戴するというご希望をいたします。  
(資料No.1により説明)
- 【飯山陸送】 説明は以上でございします。ありがとうございます。
- 【会長】 はい、ありがとうございます。バスの車中からこの会議まで、それぞれ、説明があったわけですが、事務局や事業計画者に対して質問がありましたら、挙手をもってお願いいたします。
- 【委員】 今度の嵩上げで、あと5年後でほしい終了するんですよね。5年後終了したあとのことは、あの土地を管理するのは、まだ飯山陸送さんが管理していただけるということなんですか。
- 【飯山陸送】 はい、そうです。事業としてリサイクルはやってますんで、それはやっていこうと思っています。
- 【委員】 嵩上げの件について、どんなふうにも安全性ってのは確認されたのか。
- 【飯山陸送】 全ての計画図面については、構造計算が行われています。ここに持ってきた資料、これは、その力学的に検討した構造計算書なんですね。その中身まで説明すると時間がかかるもので、県の条例でこの県に申請した書類っていうのは、この協議が全て終わるまで閲覧しなさいっていう決まりがあって、先ほどご覧になったあの事務所の中にいつもこの書類は全て置いてあります。もし、細かいところまで見ていただけるようなら現地に来てもらえばありがたいです。
- 【飯山陸送】 基本的な構造につきましては、今の管理型も安定型も全て嵩上げ構造になっている関係で、その嵩上げにあたりましての、そこに入る物に対する滑りだとか諸々というものは、これは私どもの計算ではなくて、長野県の土木部を中心とした構造計算の中ですね、安定勾配がどこまで(不明)という状況の設計の中で、この図面が出来上がっております。安全性は全て証明していただいている中で、今この段階まで来ているということをご理解いただければ幸いです。基本的にこれは私どもが設計したわけではなくて、設計の中で最終的な構造計算は県の方でやっておるということをご理解いただきたい。
- 【委員】 最終的な安全性の確認は県でやってるっていうことですね。

県でやってるということなので、万が一もないと思いますが、それでも崩れる心配がありますが、そういうときはやっぱり県の責任も問われるということになるんですか。

【飯山陸送】 それもあるということだね。それはありますね。

【委員】 先ほど、副社長さんにお聞きしましたら、説明会においてはご意見なかったと。例えば、こういった施設は最初造るときにはいっぱいあるんですよ。知らないことだから不安で。ただ、今日までにおいて、際立ったそういう問題点がなかったの、質問がなかったと、私は思ってます。ただ、世の中非常に気象変化なものでね、自然災害が大変増えています。そういう中で私、審議委員という形としてね、例えば10年後でも胸張って言えなくちゃいけないもので、こうやって再質問させていただくんだけど、現状において、気象上色んなね、災害とも問題ないってことを確証得てやってると思いますんで、ぜひ、再度、絶対にありえないってことを胸張って言っていただきたいので、よろしくをお願いします。

【飯山陸送】 その件ですけれども、先ほども話しましたが、私は事業やりまして、「絶対」という言葉はないと。けども、私は自分でやってる限り、こういうことあればこういうことが起きるだろうと想定しています。やっぱり現地にいて思うことは、土砂が崩れるということが一番頭に上がってくるんで、それは先ほども言いましたですけれど、県と、もちろん県の廃棄物対策課ではなくて、土木課行って図面を確認してもらってやってるんで、私は今の状況であれば、法面が崩れることはないんじゃないかというのは自分で思っております。

それから、水のことですけれども、先ほども申しましたですけれども、飯山市の常盤で過去の雨量など色々調べた。それから、私が言ったって信じてもらえないものですから、日本気象協会にお願いいたしまして、雨降ったらこうだ、この水はこうだという計算してもらってやったんで、絶対という言葉は私は使いたくないんですけれども、現状としてはいいんじゃないかと私は思ってるんで、そこんところは理解していただきたいんですが、お願いいたします。

【委員】 植栽の件なんですけど、このイメージ図を見ますと、この広い平らなところに、植えるようになっていきますけれども、この断面図によると小段のようになっている、そういうところってのは、高くなるような木を植えると、もしかすると崩れる可能性があるとかっていうんで、植えないってことなんでしょかね。

【飯山陸送】 それは、地方事務所の方から話がありまして、よそから持ってくるんじゃなく、地元にあるナラの木とか、そういうのをぜひ植えてほしいということで、指導もっております。ナラの木はなかなか簡単に大きくなるんですね。ヒマラヤ杉でも持ってくれば5年も経てば、すぐ大きくなる。アカシヤの木を持ってくれば…と思うが、アカシヤの木は雨には弱い。ということで、あの山にある雑木を、なんとか育ててやってくれということ

で、今、やってる最中でございます。

【会長】 県の指導に従って、よろしく申し上げます。

【委員】 県の確認も得たということで、このことに対して反対することではないんですけれども、地元に住んでおまして多少とも迷惑を被ってる部分もあるかと思うんです。5年前に見学に行ったんですけども、もっと暖かいときで臭いももっとしたんですね。今日は寒かったので臭いはあまりわからなかったんですけども、地元では結構臭い、陸送さんから臭うってことじゃないんですけどね、臭いってのも結構、夏場の暑いときに出ることもあります。そのへんをちょっと気をつけてやってもらいたい。

また、大型の車の出入りがとても多いかと思いますので、そのへん気をつけてやっていただきたいってことです。

【会長】 要望ってことで、お願いいたします。

【委員】 管理型最終処分地の事前協議についてなんですが、一般廃棄物と産業廃棄物、それぞれ50パーセントくらいを目標って書いてあるんですけど、この目標というのはどのくらい守られるものか、それから、事前協議ってどれだけ、実効性を持つものなのか。

【飯山陸送】 1対1という割合の一般廃棄物と産業廃棄物の件につきましては、そのときの廃棄物の需要と供給のバランスもありますので、あくまでも一つの目安として出させていただいている部分があるのと、今までの実績から数字上は出しておりますんで、若干の変動はあるかもしれませんが、その中で対応していくしかないというレベルでの数字の出しようなんで、ご理解いただければ幸いです。

それから、事前協議の中でいう当社の管理につきましてなんですけども、一般廃棄物は、自分たちのごみは自分たちで処理をしなくちゃいけないというのが基本なんです。したがって、ある市が、この中野市内にある飯山陸送処分場に入れるとなると、ごみの性状、分析結果というものをきちんと出してきます。その出してきたものを私どもと中野市さんの両方で把握した上で、その量と最終的に受ける品目を毎年のように協議するという制度でございます。

それから、産業廃棄物の事前協議につきましては、お客様からのご依頼が県外からあった場合は、基本は長野県さんとの協議になります。したがって、例えば、県外のお客様が処分場を飯山陸送の方に委託をしたいとなった場合は、その時点で、私どもは、事業者として長野県の方にご連絡申します。それから出される側からも長野県に連絡が入ります。よって、産廃につきましては、県と事業者はきちんと把握させていただきます。

さらにもう一つ、形式上でいう廃棄物のもの、それから、我々の施設の維持管理上の最終的な保全状況につきましては、事業者としてホームページ上で公開している部分があります。なので、その部分は私どもとしては皆様にもご提示できる部分はきちんとご提示しているつもりでございます。以上でございます。

【会長】 ほかにございますか。なければ、時間の都合もございますので、このへんで質問を終わらせていただきたいと思います。

飯山陸送さんには、これで退出をしていただきたいと思います。お願いします。

【飯山陸送】 色々、ありがとうございます。ぜひ、皆でごみのことを理解していただければ、ありがたい。それから、またご指導いただければ、ありがたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

では、これで失礼します。ありがとうございます。

(計画者：飯山陸送株式会社 代表取締役副社長 勝山氏以下4名退出)

【会長】 それでは、先ほど事務局から説明がありましたとおり、この事項につきまして、市は、環境審議会の生活環境保全の見地からの意見を参考に、市長意見を提出するとのこととあります。

今回の拡張工事は3度目となることから、審議に入ります前に議論を進めていく上での参考に、前回の拡張計画の際は、どのような意見が提出されたのでしょうか。事務局にお聞きします。

【課長補佐】 はい。では、前回提出された意見については、私の方で読みたいと思います。

1、生活環境の保全に支障をきたすことがないように、水質検査を定期的かつ確実に実施するとともに、処理施設等から発生する臭いが周辺地域に拡散し不快な思いをさせないように努めることにより、公害の発生を未然に防止すること。

2、土砂災害等、災害発生のおそれがあるときは、適切な措置を講じるとともに、他に被害を及ぼさないよう努めること。

3、飯山陸送株式会社が締結している公害防止協定を遵守するとともに、期限等改定する場合は事前に十分協議するなど、関係区、関係団体との良好な関係を保持すること。

以上です。

【会長】 事務局から、前回の拡張計画についての環境審議会から市長への意見を読み上げていただきました。環境審議会としては、これまでの経過もごさいますし、前回の意見をもとに、議論を進めてまいりたいと思いますので、先ほどの意見に対し、追加や修正する文言等がございましたら、挙手をお願いをしたいと思います。

(前回(平成23年2月18日付け)の意見書の写しを全委員に配布)

【会長】 ただいま、コピーを配布しました。これを参考にご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

【委員】 あそこは、造ったものだから崩れるんじゃないかという心配がやっぱりあると思うんですね。だから、もうちょっとストレートな形で、崩れないようにきちんとやれというふうに入れてもらった方がいいような気がします。

それから、もう一つは、1項目にありますけれども、汚染された水が漏れるんじゃないかっていう恐れがあるので、それも言葉の、文章は別として、

ここにも水質検査という形がありますけれども。

それから先ほどの意見で臭いが出て迷惑というのがあるんで、この臭いというのを入れていただきたい。

【委員】 今の現状じゃなくて5年先の保全になるような、木を植えるとかなんか色々出てました。保全とか。だから、埋立てしたあとに、それがちゃんと継続できるような言葉が入れば、私はいいと思うんですけどね。

【会長】 植林とかそういうの含めてね。ほかにございますか。

色々ご意見出ましたけれども、それについて賛成する委員の挙手をお願いしたいかと思えます。一応、採決をはからないと決まらないので、よろしいですか。

【委員】 直した文面、それはいただけるんですか。

【会長】 また、このあと発表。

【委員】 いやいや、とりあえず一任しますけどさ、私はね。ただ、あとに文面というのをもらえるんですか。こういうのを出しますってのを。

【部長】 ここで決めていただきたいのですが。

【会長】 じゃあ、今まで出されたご意見等、もう一度、ひとつずつ文面追加するか、変更するかってことで、皆さん方をお願いしたいかと思えます。

先ほどの、臭いってというのは、1項に入ってますよね。だから、あらためて臭いっていうのを追加するってことを。これ入ってるからいいですね、臭いは。

【委員】 はい。

【会長】 土砂災害のおそれがあるときは、適切な措置じゃなくて、未然にすぐってね。

【委員】 はい。ええ。

【会長】 だから、この未然に防ぐって文言を入れたのがいいですかね。事務局にいい文言を作ってくださいますが。

【委員】 この文面を基礎にしてってことですかね。

【会長】 そうそうそう。

【委員】 水質も入ってるし、1にね。それと臭いも1に入ってるし、土砂災害の方は、未然にっていう形の、もうちょっと強い方がいいかと。それで、事務局に文案を作ってくださいと、そういうことですね。

【会長】 おそれがある、じゃなく、もっと強くねっていうご意見ですよ。

【委員】 はい。

【会長】 未然に防止する適切な措置を講ずるというような。で、決採るってこと。

【課長】 すみません、今の2項のところだと思うんですけども、私どもの方で文案を作るのではなくて、ここの審議会の委員さんの総意のもとで文面を作ってくださいなのが、まず一点あります。今、未然にというのが仰られて、それを入れるということなんですけれども、どういった形でひとつの文面になるのかだけ、確認をいただきたいと思えますが、よろしく申し上げます。

【会長】 だから、おそれがあるときは、未然に。



【委員】 じゃあ、ちょっと案を言います。

【会長】 はい。

【委員】 2番、土砂災害等、災害発生のおそれがあるときは、未然に防止するための措置を講じるとともに、他に被害を及ぼさないよう努めること。こういうふうに入れたら、強めという主旨に合うんじゃないかと思います。

【会長】 はい。今、発表していただきましたが、そんな文面でいいでしょうか。採決を採るの。

（「いいですよ」という声あり）

【会長】 よろしいですか。

（「はい、異議なし」という声あり）

【委員】 議論がちょっと戻っちゃうかもしれないんですけども、資料の中で跡地利用計画っていうのが出されたので、これが最後の拡張というふうにとらえてもいいのかどうかっていうのは事務局でわかりますか。

【部長】 ええ、先ほどの現場で最後と仰ってましたよね。

【会長】 では、2項の文言ですが、先ほどの文言で、よろしいですか。

【委員】 すみません、そこへちょっと足していただきたいのですが、さっき私言ったように5年後ってことで、はっきり終わるってことを考えれば、未然に防止する適切な措置を講じるとともに、整地後も他に被害を及ぼさないというように、整地後もとちょっと言っていたら、私、嬉しいだけね。そうすれば、植林とかそういうのも入ってくると思う。

【部長】 すみません、ただいま、ご意見あったんですけど、整地後もということにつきましては、法律できちんと管理型は水質検査等々で有害物質が検出されなくなるまで管理しろと決められてますし、植林についても、先ほどの説明でもありましたように、森林法で元に戻すということも決められてますので、ちょっと、意見書に書くのは不適切かなというふうには思いますけど。

【会長】 よろしいですか。色々法律とかあるので。

【委員】 ああ。いいっすよ。

【会長】 それと埋立後の環境保全というようなご意見も出ましたけれども、これも文言に追加した方がよろしいですか。完成したあと、どうのこうのっていうのは、法律でって説明がありましたけれど。それ、完成したあとの環境保全、どうのこうのっていうのは、文言には。

【部長】 法律に定めがあるので、敢えて、ここで書く必要はないんじゃないでしょうかということでも申し上げたんですけど。

【会長】 そういうことで、よろしいですか。

ただいま、それぞれご意見出ましたけれども、賛成ということでご承認いただけますか。

（「賛成」という声あり）

【会長】 それでは、文言を追加修正していただいて、事務局の方でまとめていただきますので、少々お待ちいただきたいと思います。待ってる間は、暫時休憩とします。

(休憩)

【会長】 休憩前に引き続き、再開したいと思います。

ただいま、皆さん方から出ましたご意見等、事務局がまとめていただきましたので、ここで読み上げさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたしますと思います。

1 生活環境の保全に支障をきたすことがないように、水質検査を定期的かつ確実に実施するとともに、処理施設等から発生する臭いが周辺地域に拡散し不快な思いをさせないように努めることにより、公害の発生を未然に防止すること。

2 土砂災害等、災害発生のおそれがあるときは、未然に防止するための措置を講じるとともに、他に被害を及ぼさないよう努めること。

3 飯山陸送株式会社が締結している公害防止協定を遵守するとともに、期限等改定する場合は事前に十分協議するなど、関係区、関係団体との良好な関係を保持すること。

ということでございます。以上、環境審議会の意見として市長に提出しますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、審議事項は終了しました。長時間にわたりご審議、ご協力、ありがとうございました。

では、進行を事務局にお返しします。

#### 4 その他

【課長】 会長さんには、会議の進行、大変どうもありがとうございました。

その他で、何か委員の皆様からありましたら、お願いしたいと思います。

【委員】 前回審議されたあとの答申について、各委員には配布されなかったんですけども、これ、以前はあったんですが、最近はないんですか。

【担当】 それは、この場で文章決まっているので、お送りはしてません。

以前は、会長さんに一任されて、そして市長の方に意見を申してるんで、どんな意見だったかというのは、会議の席では委員の皆様は知らないことなので、写しをお送りしていました。前回については、この会議の中で文章決まっていますので、省資源化の観点から、お送りする必要はないと判断しました。

【委員】 はい、わかりました。

【委員】 メモの間違ひもあるし送ってもらった方がありがたいですし、お願いします、それは。

【課長】 わかりました。お送りするようにいたします。よろしくお願いいたします。

#### 5 閉会

【課長】 以上をもちまして、平成25年度第2回中野市環境審議会を閉会とさせていただきます。

大変、どうもありがとうございました。